

受益者の皆様へ

呉信用金庫

「瀬戸内4県ファンド」
繰上償還（予定）のお知らせ

平素は私ども呉信用金庫に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、「瀬戸内4県ファンド」（以下「当ファンド」という。）は、2022年1月14日（金）に繰上償還が予定されています。

つきましては、繰上償還に伴う留意事項を以下のとおりまとめましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

1. 定時定額購入取引の終了について

当ファンドの繰上償還が決定した場合、「投信自動積立（定時定額購入取引）」をご契約いただいている方について、投信自動積立（定時定額購入取引）のお引落しと買付けは、2021年12月6日お引落分が最終回となり、その後のお引落日分につきましては、お引落しと買付けを行いません。

2. 償還乗換優遇制度について

(1) 制度の概要

投資信託の償還金をもとに、その償還金の範囲内で同一販売会社において別の投資信託を購入する場合に、販売会社が購入時手数料を免除する制度です。

なお、償還金の範囲を超える額で別の投資信託を購入する場合は、差額分については購入時手数料の免除は適用されません。

また、定時定額取引による購入、投信インターネットサービスによる購入および確定拠出年金における購入は本制度の対象外となります。

(2) 制度対象期間

2022年1月17日から2022年4月28日までの間に、当金庫の指定する投資信託のご購入のお申込みを行ったお客様を対象とさせていただきます。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までお問合せ下さい。

今後とも、呉信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

呉信用金庫 登録金融機関 中国財務局長（登金）第25号